野焼きが原因の火災が発生しています。

野焼きは原則禁止されています！！

野焼きとは、適法な焼却施設以外で廃棄物（ごみ）を燃やすことを言い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

例外的に認められる場合がありますので、詳しくはお住いの自治体ホームページ等で確認してください。

野焼きによる火災にご注意を！

野焼きが原因で火災となった事例

・風が強い乾燥した日に野焼きを行い、風にあおられて周囲の可燃物に着火した。

・消火の確認をせずにその場を離れ、山林に燃え移った。

・住宅に燃え移り住宅火災になった。

・衣服に燃え移り負傷した。

火の取扱いには注意が必要です！！

空気が乾燥し、火気の取り扱う機会が増えることから火災の発生しやすい時季となります。

火災はちょっとした不注意で起こることが多く、一人ひとりが火の取扱いを注意することで防ぐことができます。火災を防ぐために、次のことに気を付けましょう。

１．燃えやすい物の近くで火を使わない

２．風が強いときは屋外で火を使わない

３．火の取扱い中はその場を離れない

４．消火器具を準備しておく

あの煙は火事かな？？

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行う場合は、事前に消防署への「届出」が必要です。

ただし、この届出は「許可」ではなく「消防署が火事では無いことを把握するため」のものになります。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【連絡先】

・火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出

伊都消防組合消防本部 ０７３６-２２-０１１９